

## 国営土地改良事業負担金徴収条例等の例について

	昭和48年11月5日	48構改B第3039号
改正	昭和53年7月5日	53構改B第1092号
	昭和58年7月30日	58構改B第980号
	昭和62年9月4日	62構改B第998号
	平成元年7月7日	元構改B第19号
	平成2年12月5日	2構改B第1213号
	平成3年11月1日	3構改B第1140号
	平成5年10月20日	5構改B第1326号
	平成21年5月11日	20農振第668号
	平成21年12月15日	21農振第1607号
	平成28年4月1日	27農振第2205号
	平成29年3月31日	28農振第2249号
	平成29年9月25日	29農振第1301号
	平成30年3月30日	29農振第2291号

構造改善局長から

地方農政局長	} あて
北海道開発局長	
沖縄総合事務局長	
都道府県知事	

土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）の施行等に伴い、国営土地改良事業負担金徴収条例及び県営市町村特別申請事業負担金徴収条例の例を別紙1及び3のとおり定めるとともに、国営干拓事業負担金徴収条例の例の一部を別紙2のとおり改正したので、ご了知のうえ各都道府県の条例の制定に際し参考にされたい。

なお、国営市町村特別申請事業負担金徴収条例の例については、別途送付する。

おって、「国営土地改良事業負担金徴収条例の例について」（昭和33年3月29日付け33地局第1533号（管）農地局長通達）は廃止する。

## 国営土地改良事業負担金徴収条例(例)

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項及び第9項の規定による負担金の徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。）に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「3条資格者」という。）からその負担金の一部を徴収する。

2 前項の場合において、同項に掲げる者が当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県はその者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 第1項の場合において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村が、当該市町村の区域内の土地に係る3条資格者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担することに同意したときは、県は第1項の負担金の徴収に代えて、その市町村にその負担金を負担させる。

4 県は、前3項の規定によるほか、当該国営土地改良事業によって利益を受ける市町村に対し、法第90条第9項の規定により同条第1項の規定による負担金の一部を負担させる。

(負担金の額)

第3条 前条第1項の規定により県が徴収する次の各号に掲げる事業ごとの負担金の総額は、それぞれ次の各号に掲げる額（当該各事業につき県が負担する負担金の額に国が納める義務がある消費税に相当する額が含まれている場合には、当該消費税に相当する額を加えた額）とする。

- 一 別表〇に掲げる事業 当該各事業につき、県が負担する負担金（国が納める義務がある消費税に相当する額を除く。以下第1号及び第4号において同じ。）の〇分の〇に相当する額
- 二 別表〇に掲げる事業 当該各事業につき、県が負担する負担金の〇分の〇に相当する額
- 三 別表〇に掲げる事業 当該各事業につき、県が負担する負担金の〇分の〇に相当する額
- 四 別表〇に掲げる事業 当該各事業につき、県が負担する負担金の〇分の〇に相当する額
- 五 . . . . .

2 前条第1項の規定により県が徴収する負担金の額は、当該事業に係る前項の負担金の総額に当該事業の施行に係る地域内にある土地であって当該3条資格者が法第3条に規定する資格を有しているものの面積の当該事業の施行に係る地域内の法第3条に規定する資格に係る土地の面積に対する割合を基準として知事が定める割合を乗じて得た額とする。

3 前条第4項の規定により県が市町村に負担させる負担金の額は、法第90条第10項の規定により、当該市町村の意見を聴いた上、県議会の議決を経て知事の定める額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 前条第2項及び第3項の負担金（次項に規定するものを除く。）は次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。

一 前条第1項第1号に掲げる事業に係るものにあつては支払期間を15年、利率を年〇．〇パーセントとする元利均等年賦支払の方法

二 前条第1項第2号に掲げる事業に係るものにあつては支払期間（据置期間を含む。）を15年、据置期間を3年、利率を年〇．〇パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

三 前条第1項第3号に掲げる事業に係るものにあつては支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年、利率を年〇．〇パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

2 前条第2項及び第3項の負担金で前条第1項第4号に掲げる事業に係るものにあつては、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。

一 区画整理及び開畑に要する費用に応ずる負担金相当額にあつては、前項第2号に掲げる方法

二 前号に掲げる負担金相当額以外の負担金相当額にあつては、前項第3号に掲げる方法

3 前2項の規定にかかわらず、同項の負担金の額に国が納める義務がある消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、知事が別に定める支払の方法により支払わせるものとする。

4 第1項及び第2項に規定するものの支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行ったときは当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、知事が当該国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、当該国営土地改良事業の施行によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき、3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると認めたときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日とする。

（延滞金の徴収）

第5条 県は、第3条第2項の規定の負担金を納期限までに納付しない者があるときは、その者から延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金の額は、当該負担金の額につき年〇〇．〇パーセントの割合で、納期限の翌日から当該負担金の完納の日又は差押えの日の前日までの日数により計算して得た額とする。

（徴収手続）

第6条 第2条第1項及び第4項の規定により県が徴収する負担金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 備考

- 1 この条例例第3条第1項各号並びに第4条第1項及び第2項は国営土地改良事業の負担割合及び支払方法の相異にしたがってそれぞれ規定する必要がある。この場合、負担割合は、事業別、地区別に法第90条第9項の規定により市町村が負担する割合を控除した割合、即ち3条資格者が負担する割合を記載するものとする。

なお、本条例例第3条第1項各号で想定した事業は次に掲げる事業である。

- 一 平成元年改正令の施行日前に申請が行われた区画整理事業（一体事業として行われるものを除く。）
- 二 農用地造成事業、区画整理事業及び開畑の事業（一体事業として行われるものを除く。）
- 三 農業用排水事業、総合農地防災事業、災害復旧事業等（一体事業として行われるものを除く。）
- 四 一体事業

- 2 この条例例第3条第1項各号の事業中指定工事（国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定した工事をいう。以下同じ。）となる工事がある場合には、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から指定事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

この場合、当該指定工事に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種指定工事（令第52条の2第4項第3号イ等に規定する第一種指定工事をいう。以下同じ。）及び指定工程を除く第二種指定工事（同号ロ等に規定する第二種指定工事をいう。以下同じ。）に係る部分の額の支払期間の始期について、更に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種指定工事等（第一種指定工事及び指定工程を除く第二種指定工事をいう。以下同じ。）が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種指定工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

- 3 この条例例第3条第1項各号の事業に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種工事（令第52条の2第4項第4号イ等に規定する第一種工事をいう。以下同じ。）及び指定工程を除く第二種工事（同号ロ等に規定する第二種工事をいう。以下同じ。）に係る部分の額の支払期間の始期について、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種工事等（第一種工事及び指定工程を除く第二種工事をいう。以下同じ。）が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

- 4 令附則第7条第1項の支払方法の特例を適用する場合には、第4条中「元利均等年賦支払」と

あるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」とする。

- 5 令附則第7条第2項の計画償還制度を適用する場合には、この条例例第4条中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは「25年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間」とする。
- 6 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第266条の規定による改正前の法第88条の2の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業がある場合には、当該事業に係る負担金の徴収方法については、なお従前の例によるものとする規定を附則に規定する必要がある。
- 7 この条例第4条第1項各号に規定する利率の適用については、当該国営土地改良事業が完了する日の属する年の前年1月1日から12月31日までの暦年1年間の平均利率により算定された負担金を当該償還期間中に徴収することとなるため、条例の改正の都度、既に徴収を開始している負担金の徴収方法については、なお従前の例によるものとする規定を附則に規定する必要がある。

別紙2（略）

## 県営〇〇市町村特別申請事業分担金徴収条例(例)

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第5項及び第6項の規定による県営〇〇市町村特別申請事業の分担金及び負担金（以下「分担金等」という。）の徴収に関しては、法に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(分担金等の徴収)

第2条 県は、県営〇〇市町村特別申請事業の施行に要する費用の一部につき、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、当該県営〇〇市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で当該県営〇〇市町村特別申請事業と一体となってその効果が増大するもの（土地改良法施行令第54条の2で定める要件に適合するものに限る。以下「関連管理事業」という。）を行う者であって知事の定めるものから分担金を徴収する。

2 県は、前項の規定によるほか、当該県営〇〇市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に対し、法第91条第6項の規定によりその事業に要する費用の一部を負担させる。

(分担金等の額)

第3条 前条第1項の規定により県が徴収する分担金の総額は、当該県営〇〇市町村特別申請事業に要する費用のうち、当該県営〇〇市町村特別申請事業につき国から交付を受けるべき補助金の額を除いた部分の額の〇分の〇に相当する額の範囲内において知事が定める。

2 前条第1項の規定により県が徴収する関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者ごとの分担金の額は、前項の分担金の総額に当該各関連土地改良事業又は各関連管理事業の施行に係る地域内にある土地のうち当該県営〇〇市町村特別申請事業の施行に係るものの面積の当該県営〇〇市町村特別申請事業の施行に係る土地の面積に対する割合を基準として知事が定める割合を乗じた額とする。

3 前条第2項の規定により、県が市町村に負担させる負担金の額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該市町村の受ける利益を限度として、県議会の議決を経て知事が定める額とする。

(分担金等の徴収方法)

第4条 前条第2項及び第3項の分担金等についてはこれを県営〇〇市町村特別申請事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割された金額を当該年度（関連土地改良事業又は関連管理事業が当該県営〇〇市町村特別申請事業の開始年度の翌年度以降において開始されたものである場合における当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業の開始年度の前年度までの当該分割された金額の総額については当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業の開始年度）に支払わせるものとする。

(分担金の減免及び徴収延期)

第5条 知事は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、第2条第1項の規定により徴収する分担金を減免し、又は徴収を延期することができる。

(徴収手続等)

第6条 第2条の規定により徴収する分担金等の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「交付を受けるべき補助金」とあるのは「法附則第2項の規定より貸付けを受けるべき貸付金」とする。

#### 備考

この条例(例)は、各市町村特別申請事業ごとに徴収条例を規定する例である。